

## お 知 ら せ

常陸太田市が行う常陸太田市道0139号線新設工事（茨城県常陸太田市亀作町字浅川地内から同市亀作町字櫛部地内まで及び同市亀作町字赤坂地内から同市真弓町字屏風嶽国有林地内まで）及び日立市道6750号線新設工事並びにこれに伴う農業用水路付替工事について、令和6年5月30日土地収用法による事業認定の告示があり、同法28条の2の規定により下記のような効果が生じたのでお知らせします。

### 記

#### 1 事業認定の告示のあった土地

##### イ 収用の部分

茨城県常陸太田市亀作町字浅川、字杉入、字櫛部、字柳下及び字赤坂並びに真弓町字入大沢地内

##### ロ 使用の部分

茨城県常陸太田市亀作町字柳下及び字赤坂、真弓町字入大沢、字屏風嶽、字陣ヶ峯、字堺窪、字後窪及び字梨木平並びに真弓町字屏風嶽国有林地内

（この土地を表示する図面は、常陸太田市役所でご覧ください。）

#### 2 土地等に対する補償金について

前記1の土地については、事業認定の告示のあった日をもって土地価格が固定され、その日から権利取得裁決まで（補償金の支払請求を行った者については、支払期限まで）について物価の変動に応ずる修正が加えられます。（令和6年5月30日付け茨城県告示第591号で事業認定の告示）

#### 3 関係人の範囲の制限について

事業認定の告示のあった日以後に新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれません。

#### 4 損失補償の制限について

土地の所有者又は関係人は、事業認定の告示があった日以後において、土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を附加増置しようとするときは、あらかじめ茨城県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

#### 5 裁決申請の請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人（先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人は除かれます。）は、自分が権利をもっている土地について、収用の裁決の申請を行うよう常陸太田市に対して請求することができます。ただし、一団の土地を分割して請求することはできません。

#### 6 補償金の支払請求について

（1）土地所有者又は土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人（先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人は除かれます。）は、いつでも常陸太田市に対して土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを請求することができます。ただし、一団の土地については、分割して請求することはできません。

（2）補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

#### 7 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、早期に移転を希望される土地所有者又は関係人も茨城県収用委員会に対して、これを行うことができます。

#### 8 パンフレットの配布について

これらの内容を詳しく説明してありますパンフレット「補償等についてのお知らせ」については、常陸太田市役所において配布しております。

#### 9 その他

この「お知らせ」についてのお問い合わせは、常陸太田市 建設部 建設課（所在地 茨城県常陸太田市金井町3690）（電話0294-72-3111（代表））へお願いします。